

令和4年12月20日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	参	上	滝	達	哉				
富	来	支	所	長	石	田	直	人			
企	画	財	政	課	長	村	井	直			
デ	ジ	タ	ル	情	報	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	長	西		清	孝				
子	育	て	支	援	課	長	平	野	雅	巳	
健	康	福	祉	課	長	宮	下	隆			

環境安全課長	吉村 満
商工観光課長	福田 秀勝
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	荒川 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	向井 徹
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町長提出 議案第52号ないし第64号及び第66号ないし第68号並びに
請願第2号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 町長追加提出 議案第69号並びに諮問第6号及び第7号(提案理由
説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第 4 議員提出 発議第5号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採
決)

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

南正紀議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

**日程第2 町長提出 議案第52号ないし第64号及び第66号ないし第68号並びに請願第2号
(委員長報告、質疑、討論、採決)**

南正紀議長 次に、町長提出 議案第52号ないし第64号及び第66号ないし第68号並びに請願第2号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

南正紀議長 総務産業建設常任委員会委員長南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案10件、請願1件について、12月15日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第57号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第59号 志賀町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じて改正を行うもの、との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、一般職の初任給に関する修学年数の調整方法について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第60号 志賀町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例については、地方公務員法等の一部改正に伴い、地方公務員の定年年齢の引き上げ及びこれに伴う新制度の整備等が行われることにより、関係条例の改正を行うもの、との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、役職定年制について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第61号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、人手不足で大幅な負担を強いられる富来病院に勤務する看護師等医療従事者の勤務待遇を改善し、人材の確保と離職防止を図るため、新たな手

当の創設及び既存手当の拡充を行うもの、との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、法定手当との関連について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第63号 志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例については、企業における雇用の確保が難しい状況を踏まえ、補助金交付対象の指定要件を緩和し、企業立地の促進と雇用の拡大を図るため、との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

委員からは、申請要件等に関する質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第64号 ふるさと文化センター条例の一部を改正する条例については、当該施設内の研修室を用途変更することに伴い、名称の変更等を行うもの、との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、施設改修後の利用状況などの質問があり、担当から詳細な説明を受けております。

次に、議案第66号 財産の減額貸付について「いこいの村能登半島」では、いこいの村能登半島の土地、建物及び附属施設を、株式会社いこいの村能登半島に減額して貸し付けることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めらるもので、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当該貸付施設の収益が大幅に減少し、事業の継続に支障をきたす状況となっていることから、令和5年度から令和7年度までの期間について、引き続き貸付金額の全額を減額するもの、との説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、経費の抑制など、経営努力についての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第67号 財産の無償貸付について「旧すばる幼稚園跡地」では、旧すばる幼稚園跡地を施設用地として無償で貸し付けることについて、企業の人材不足の解消と雇用の安定を図るため、企業向け外国人研修施設を誘致するもの、との説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、貸付先の企業概要及び事業内容についての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第68号 字及び小字の区域並びに名称の変更については、県営ほ場整備事業で鹿頭地区の工事完了に伴い、鹿頭、小窪に係る字及び小字の区域並びに名称について変更するもの、との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 政府に対し「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の採択を求める請願は、消費税のインボイス制度の実施中止を国に要望するものであり、紹介議員及び参考人として出席を求めた請願者である能登民主商工会の担当者から願意の説明を受けました。

委員からは税の負担に対する不公平感等の意見もあり、採決の結果、賛成少数をもって不採択すべきものと決した次第であります。

また、先の第3回議会定例会において議長より町長へ提言書をお渡し頂きましたが、書面にて回答をいただきましたことをご報告申し上げます。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 教育民生常任委員会委員長田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案1件について、去る12月14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第62号 志賀町立公民館条例の一部を改正する条例につきましては施設の機能集約・維持管理費・借地解消などにより福浦公民館を移転することに伴い、所在地表記を変更するために所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、今後の施設改修を計画的に行うことを求める意見がなされ、担当課から詳細な説明を受けたものであります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 予算決算常任委員会委員長寺井強君。

寺井強予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和4年度各会計の補正

予算にかかる議案5件について、12月16日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点のもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第52号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については、賛成多数で可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第53号 令和4年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から 議案第56号 令和4年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で可決すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和4年度予算の執行及び編成中の新年度予算には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は議案第52号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第6号）について、議案第57号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、についての3議案につきましては反対の立場から、そして一括議案に対する討論のための登壇は1回のみですので、続く請願第2号 政府に対し「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の採択を求める請願につきましては賛成の立場から討論を行います。

まず、第52号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

この補正は、増えているイノシシ捕獲奨励金など適正かつ不可避的な追加であるわけではありますが、ただこの中に先進的海洋センター整備事業として、折しも輪島市もスケートボート練習場設置を検討しているようですが、本町では富来増穂浦周辺で屋根付きスケートボート場とニュースポーツイベント広場を国の補助があつたとしても約4億円もかけて建設するという事業費の一部が盛り込まれています。スケートボートを端から否定するものではありませんが、地元等から要望があるのであれば、まず簡易な練習場から始めるべきと思います。限られた財源の中から、4億円も使つての屋根付きスケートボート場は説得力に欠けると思います。交流人口の呼び込みも大事ですが、やはり定住人口をどう増やすのか、4億円をもっと介護や医療、老後対策、地場産業等を支える生活密着型に使うべきと思います。よって私は、反対とさせていただきます。

次に第57号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、第58号 志賀町常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、についてはいずれも期末手当、いわゆるボーナスのアップであります。とりわけ特別職の町長、副町長、教育長は、もともと給料は決して低くはありませんのでボーナスのアップは必要ないと思います。よって第57号、第58号につきましても反対とさせていただきます。

次に請願第2号 政府に対し「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の採択を求める請願についてであります。

今、来年10月に始まるインボイス、適格請求書制度が小・零細建設業者、シルバー人材センターの会員、農家も個人事業主とされ、頻繁な事務負担が課せられ、苦境に落ち込む危険性が懸念されます。折しも大軍拡・増税が声高に叫ばれ戦後平和秩序を180度ひっくり返す専守防衛から敵基地攻撃、反撃能力の保有というとんでもないことがいよいよ現実化されようとしています。その財源として、たばこ税も狙われていますが、まず税率を変えずに増税できるというインボイス制度。地域経済、生活基盤を支える小・零細個人事業主を痛めつけるインボイス制度は百害あって一利なしです。やはり税金は、こんな時でも大儲けしている大企業、超富裕層から応分の負担をしていただくことです。

よって私は、請願第2号 政府に対し「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の採択を求める請願については、賛成といたします。

以上、議員各位におかれましては、適切なるご判断をされますよう、お願いを申し上げます。

ありがとうございます。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第52号 令和4年度志賀町一般会計補正予算(第6号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第53号 令和4年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてないし第56号 令和4年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第57号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

南正紀議長 この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立12名）

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第58号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立12名）

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第59号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてないし第62号 志賀町公民館条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第63号 志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第64号 ふるさと文化センターの条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第66号 財産の減額貸付について「いこいの村能登半島」を採決します。

ここで地方自治法第117条の規定により、櫻井俊一君の退場を求めます。

(午後2時28分櫻井議員 退場)

南正紀議長 お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

櫻井俊一君は入場して下さい。

(午後 2 時 30 分 櫻井議員 入場)

南正紀議長 続いて、町長提出 議案第 67 号 財産の無償貸付について「旧すばる幼稚園跡地」及び議案第 68 号 字及び小字の区域並びに名称の変更についてを、一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

請願第 2 号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の採択を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決します。

本請願は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

南正紀議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第 3 町長追加提出 議案第 69 号並びに諮問第 6 号及び第 7 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南正紀議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第 69 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について並びに諮問第 6 号及び第 7 号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 去る 12 月 6 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、条例改正の議案 1 件、人事案件に係る諮問 2 件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 69 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、町議会からの議員報酬の増額の申し入れを受けて開催された志賀町特別職報酬等審議会の答申により、議長、副議長及び議員の議員報酬月額を約 3 割増額するため、所要の改正を行うものであります。

議員報酬の増額については、3 年前の同審議会で審議を重ねた結果、約 2 割増額することが妥当であるとの答申をいただいておりますが、当時は、新型コロナウイルス感染症が出始めた時期でもあり、町民感情や社会情勢などを踏まえ、この時点における増額は見送らせていただきました。

今回の審議会では、前回の答申の付帯意見で述べられていた、「議員定数や財政状況を考慮すること」については、議会自ら議員定数を前回よりさらに 2 名削減し、財政負担の軽減に努めていること、また、「議会の活性化を図ること」についても、議会フォーラムの開催や議会の見える化の推進などを積極的に行っている姿勢が評価されたところであります。

加えて、県内市町と比較しても低い水準にあることや優秀な若い議員のなり手の確保、町民が政治家を育てるといった観点からも、増額は妥当であるといった意見を踏まえ、議会からの要望どおりの金額に増額する結論に至ったものであります。

しかしながら、今回の答申の付帯意見では、議員定数の削減により、議員一人ひとりの負担、責任が増すことを考慮しても増額は妥当であるが、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない社会経済情勢を鑑みると、この時期における約 3 割の増額は、町民感情からすると理解を得難いこともあるとも述べられております。

議員各位におかれましては、このような現状を踏まえながら、議会自らも、町民の理解を深めるような活動をお願いいたします。

なお、この議員報酬の増額改定は、次回改選後の来年 5 月 1 日から施行することとしております。

諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、

来年3月31日をもって任期が満了となる、富来領家町の村上栄子氏を再度、推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、同じく来年3月31日をもって任期が満了となる、大島の三好つる江氏に代わり、代田の福田豊治氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

南正紀議長 説明を終わります。

(午後2時35分 久木議員 退場)

(質 疑)

南正紀議長 これより、本件に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 議案第 69 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてについて、反対の立場から討論を行います。

この議案は議長、副議長、及び議員の議員報酬月額を 3 割程度引き上げるというものであります。私は、報酬は低ければよいとは思いませんが、今実質賃金は目減りし、年金はまた減らされ、物の値上がりが止まりません。そんな折、議員が 3 割の増額というのは決して町民の理解を得られるものではないと思います。

よって私は議案第 69 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては反対とし、討論いたします。

ありがとうございます。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

町長から追加提出のありました、議案第 69 号並びに諮問第 6 号及び第 7 号のうち、まず、議案第 69 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(午後 2 時 39 分 久木議員入場)

南正紀議長 次に、諮問第 6 号及び第 7 号を、一括して採決します。

両件につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委

員候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町富来領家町の村上栄子氏、志賀町代田の福田豊治氏、をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、適任として答申することに決しました。

(日程第4、発議第5号 趣旨説明・質疑・委員会付託・討論 採決)

南正紀議長 次に、本日、表谷茂浩君他2名から提出のありました、発議第5号 難病・長期慢性疾病対策の総合的な推進を求める意見書についてを議題とします。

提出者から、説明を求めます。

1番 表谷茂浩君。

表谷茂浩議員 はい、議長。

1番 表谷茂浩です。

発議第5号 難病・長期慢性疾病の総合的な推進を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

「難病」とは、不治の病に対して社会的通念として用いられてきた言葉であり、その時代の医療水準や社会的事情によって変化してきました。厚生労働省では、昭和47年「難病対策要綱」を制定し、「難病」として行政施策の対象とする疾患を整理し、また、平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から「難病」の定義が見直されたほか、新たな医療費助成制度が開始され現在に到っています。

難病の種類は数千種類と言われていますが、このうち、医療費の助成の対象となっているのは、筋委縮性側索硬化症、いわゆるALSなど指定難病338疾患、特定疾患4疾患のほか、小児慢性特定疾病、令和3年11月からは、先天的に片側の脳半球が異常に大きく形成される病気で、てんかん発作、手足の麻痺などの症状を特徴とする片側巨脳症など26疾患が追加され788疾患となっています。

難病対策として医療費助成制度が開始はされてはいるものの、ほとんどの患者

が医療費の助成も無く、生涯医療費を払い続けなければならないのが現状であります。

その上、難病など長期慢性疾患の場合は障害年金や福祉サービスの対象に該当しない方が多く、通院交通費などの自己負担に苦しむだけでなく、教育、就労、結婚など、社会生活の上でも大きなハンディを背負っています。また、障害者手帳を所持しない難病など長期慢性疾患患者に対する公的支援は障害者や高齢者に比べて大きく遅れているのが状況であります。

今健康な人でもいつどんな病気になるのかは判りません。

この様なことから、町民の生命と健康を守るための医療や、難病・長期慢性疾患患者の療養生活支援対策といった福祉の一層の拡充を行う必要があると強く感じています。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、町民の健康と安心・安全に関わる重要な要望案件とご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは、議員提出 発議第5号 難病・長期慢性疾病対策の総合的な推進を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

南正紀議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南正紀議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和4年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時45分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第32号
入札結果調書について
(令和4年12月7日 5件)

- 2 議長報告第33号
令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出について

- 3 議長報告第34号
議員派遣結果報告書(全国原子力発電所立地議会サミット)

- 4 議長報告第35号
陳情について(民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の事由、請願権等に関する陳情書)

- 5 議長報告第36号
委員会審査報告書

- 6 議長報告第37号
閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 正 紀

志賀町議会副議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 久 木 拓 栄

志賀町議会議員 表 谷 茂 浩